

研究等倫理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「この法人」という。）で行われる研究及び調査（以下「研究等」という。）活動上の不正行為及び公的研究費（以下「研究費」という。）の不正使用（以下「不正行為等」という。）を防止するとともに、不正行為等が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 研究者等

この法人に雇用されて研究等に携わる者及びこの法人の施設や設備を利用して研究等を行う者をいう。

二 公的研究費

この法人の責任において管理すべき、国、地方公共団体、民間企業・団体等から交付される受託研究費、共同研究費等（寄附金及び賛助会員からの賛助会費を含む。）及び各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人及び民間企業・団体等から配分される公募型研究資金をいう。

三 研究等活動上の不正行為

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによって発生した、次に掲げる行為をいう。

ア ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料、機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

四 研究費の不正使用

法令並びに研究費を配分した省庁、省庁が所管する独立行政法人等の機関（以下「配分機関」という。）及びこの法人が定める規程等に違反する経費の使用をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等並びに研究費の執行等に関わる役員、事務職員及び派遣会社社員（以下これらを「役職員等」という。）は、研究費の取扱いについては、この法人の会計規程その他の関係規程等、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の関係法令及び交付等の際の条件を遵守しなければならない。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、不正行為等やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為等の防止にも努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究等倫理及び研究等に係わる法令等に関する研修等を定期的に受講しなくてはならない。
- 3 研究者等は、研究等の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料等を一定期間（原則5年間）適切に保存・管理し、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究費の執行等に関わる事務職員の責務)

第5条 研究費の執行等に関わる事務職員は、専門的能力をもって研究費の適正な執行を確保しつつ、この法人の効率的な業務遂行を目指した事務を行わなければならない。

(この法人の責務)

第6条 この法人は、高い倫理性を保持し、研究費を適正に使用しなければならない。

- 2 この法人は、研究費の適正使用を確認するために必要な調査等の協力に努めなければならない。
- 3 この法人は、健全な研究環境を形成するため、次に掲げる事項の充実に努める。
 - 一 この法人の資料等が個人の私的記録ではなく、この法人に帰属してこの法人が管理すべきものであること及び記録等の適切な記載方法に関する指導
 - 二 この法人の資料等を適切に保管するための体制の整備

第2章 管理及び運営の体制

(最高管理責任者)

第7条 最高管理責任者は、研究等倫理の向上及び不正行為等の防止などに関し、この法人全体を統括する権限と責任を有する者とし、理事長を持って充てる。最高管理責任者は、公正な研究等を推進するために以下の適切な処置を講じる。

- 一 不正行為等の防止教育の実施
- 二 不正行為等の管理体制の充実
- 三 研究等成果の適切な管理
- 四 不正行為等に関する相談や告発の窓口設置
- 五 その他研究等倫理の向上及び不正行為等の防止に当たり必要な事項に関すること。

(統括管理責任者)

第8条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、この法人の研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、総務及び企画を担当する理事をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、この法人の研究費の運営及び管理について実質的な権限を持つ者とし、部長・室長（資金管理業務部長を除く。）をもって充てる。

(研究等倫理教育責任者)

第10条 研究等倫理教育責任者は、この法人の不正行為等の防止を統括する者とし、研究等を担当する理事をもって充てる。

(研究等倫理委員会の設置)

第11条 この法人に、不正行為等の防止のため、以下の組織体制による研究等倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、研究等倫理教育責任者、部長・室長（資金管理業務部長を除く。）により構成する。
- 3 委員会の委員長は、研究等倫理教育責任者とする。
- 4 委員長は、本委員会の業務を総括し、委員会決定事項を最高管理責任者に報告する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、第2項に規定する以外の者を委員会に出席させることができる。
- 6 委員会の事務を処理するための事務局は、企画部に置く。

(委員会の職務)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 研究等倫理についての教育・研修の企画・実施に関する事項
- 二 研究等倫理についての国内外における情報の収集及び役職員への周知に関する事項
- 三 研究費の不正使用防止の推進
- 四 不正行為等が疑われた研究者等への指導と常勤理事会への報告
- 五 この規程の改廃
- 六 この規程の実施に必要な細則、要領等の制定及び改廃

第3章 不正行為等の防止

(不正行為等防止推進体制)

第13条 委員会は、不正行為等の防止の推進に当たり、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 関係部署、相談窓口等との連携を図りつつ、研究費の運営及び管理に係る実態の把握・検証に努め、不正使用発生要因に対する改善策を提言すること。
- 二 委員長が指名した職員に必要に応じこの法人の内部監査規程に準じて、内部監査を実施させ、その結果を不正防止の推進に反映させること。
- 三 その他不正行為等防止の推進に当たり必要な事項に関すること。

(研究費の不正使用防止計画の策定及び実施)

- 第14条** 統括管理責任者は、研究費の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、研究費の不正使用防止計画（以下「防止計画」という。）の策定を行う。
- 2 統括管理責任者は、防止計画の策定が完了したときは、最高管理責任者に報告する。
 - 3 統括管理責任者は、防止計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて関係者に対して改善を命ずるとともに、最高管理責任者に対して報告する。
 - 4 統括管理責任者は、防止計画の実施が完了したときは、最高管理責任者に報告する。

(研究費の事務処理手続きに関する相談窓口)

- 第15条** 研究費に係る事務処理手続きに関して、明確かつ統一的な運用を図るため、総務部長を担当とする相談窓口を設置する。
- 2 相談窓口は、研究費の事務処理手続きに関する問い合わせに誠意をもって対応し、この法人における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正行為等の疑いに関する告発等窓口)

- 第16条** 不正行為等の疑いに関するこの法人内外からの相談、指摘、本人からの申出等（以下「告発等」という。）に対応するため、企画部長を担当とする告発等窓口（以下「受付窓口」という。）を設置し、この法人のホームページで告知する。
- 2 受付窓口が不正に関与しているおそれのある場合は、総務部長を担当とすることができる。

(告発等の取扱い)

- 第17条** 受付窓口は、原則として顕名によるものを受け付けるものとする。ただし、匿名による告発等があったときは、役職員等の不正行為等の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると認められる場合に限り、受け付けるものとする。
- 2 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関及び関係省庁に報告する。

(告発者及び被告発者の取扱い)

- 第18条** 最高管理責任者は、告発等内容及び告発者の秘密を守るとともに、告発等があったときから、告発等についての調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、告発者に対し、悪意に基づく告発等と認定された場合を除き、告発等したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。
 - 4 最高管理責任者は、被告発者に対し、単に告発等がなされたことのみをもって、その研究費の使用停止、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

第4章 役職員等の意識向上

(行動規範)

第19条 最高管理責任者は、不正行為等を防止するため、この法人の役職員等の行動規範を策定する。

(教育)

第20条 研究等倫理教育責任者は、不正行為等を防止するため、研究等倫理、コンプライアンス等に係る研修会の定期的な開催その他適切な方法により、役職員等の規範意識の向上を図るものとする。

(誓約書)

第21条 最高管理責任者は、役職員等に対し、コンプライアンス教育受講の機会等に第1号様式の誓約書の提出を求める。

2 役職員等が前項の誓約書を提出しない場合は、配分機関が行う公募等に申請すること並びに研究費の管理及び運営に関わることは認めない。

第5章 不正行為等に係る調査、処分等

(不正行為等に係る調査の実施)

第22条 受付窓口が調査を必要と判断した場合には、最高管理責任者は速やかに不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）に調査を命じなければならない。

2 調査委員会は、最高管理責任者の命を受けた日から起算して30日以内に、調査を開始するものとする。

3 調査委員会の運営については、別に定める。

(不服申立て)

第23条 不正行為等が行われたと認定された被告発者及び悪意に基づく告発等と認定された告発者（被告発者の不服申立ての調査の段階で悪意に基づく告発等と認定された者を含む。以下同じ。）は、調査結果の通知を受けてから14日以内に不服申立てをすることができる。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立てについて、その内容を確認し、必要があると認めるときは調査委員会に再調査を命じる。

3 最高管理責任者は、第1項の不服申立てについて、その趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、当該不服申立てに係る調査委員会委員を交代させることができる。

4 調査委員会は、不正行為等が行われたと認定された被告発者からの不服申立てに基づき再調査を開始したときは、原則として再調査を開始した日から50日以内に、悪意に基づく告発等と認定された告発者からの不服申立てに基づき再調査を開始したときは、原則として再調査を開始した日から30日以内に調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告

する。

- 5 最高管理責任者は、前項の決定について、告発者及び被告発者に通知する。
- 6 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて不服申立てをした者及び調査委員会に通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、配分機関及び関係省庁に対し、第1項、第2項、第4項、第5項及び前項に係る状況を報告するものとする。

(調査結果の公表)

- 第24条** 不正行為等が行われたと認定された場合、最高管理責任者は、速やかに不正行為等に関与した者の氏名及び所属、不正行為等の内容、この法人が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等の調査結果を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正行為等に関与した者の氏名及び所属などを公表しないことができる。
- 2 不正行為等が行われなかったと認定された場合は、最高管理責任者は、原則として調査結果を公表しない。ただし、悪意に基づく告発等との認定があったときは、告発者の氏名及び所属を公表する。
 - 3 前項ただし書きの公表内容については、告発者の所属部署に通知するものとする。

(不正行為等が行われたと認定された場合の措置)

- 第25条** 不正行為等が行われたと認定された場合、最高管理責任者は、被告発者に対し、直ちに当該事案に係る研究費の使用中止を命ずることとし、この法人の就業規則等に基づく処分等必要な措置を講ずる。
- 2 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正行為等を招いた場合には、前項に準じてこの法人の就業規則に基づく処分等必要な措置を講じる。
 - 3 不正行為等の内容が研究費の私的流用である等、悪意性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずる。

(不正行為等が行われなかったと認定された場合の措置)

- 第26条** 最高管理責任者は、不正行為等が行われなかったと認定された場合、調査に際して実施した別に定める調査委員会の調査及び調査中における一時的執行停止の規定による措置を解除する。
- 2 最高管理責任者は、不正行為等が行われなかったと認定された者については、告発等がされたことによる不利益が生じないための措置を講じなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、告発等が悪意に基づくものと認定された場合であって、告発者がこの法人の職員であるときは、この法人の就業規程に基づく処分等必要な措置を講ずる。

(守秘義務)

- 第27条** 不正行為等への対応に携わる者は、告発等の内容その他不正行為等の調査に関して知り得た情報を他者に漏らしてはならない。

第6章 その他

(取引業者)

第28条 最高管理責任者は、取引業者に対し、不正行為等に関与しない旨の第2号様式の誓約書の提出を求めるとともに、これに反し不正行為等に関与した取引業者については、この法人との取引停止等の処分を厳正に行うものとする。

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、委員会の議を経て決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、2019年8月1日から施行する。

公的研究費の不正使用防止に係る誓約書

1. 私は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「原環センター」という。）の関係規程等を遵守します。
2. 私は、公的研究費の運営及び管理に当たって、関係法令及び当該研究に関し定められた助成条件や使用ルール等を遵守し、不正使用を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを誓約します。
3. 私は、法令等に違反して不正使用を行った場合には、原環センターの処分(*1)及び配分機関の措置(*2)に従うことを了承します。

(*1)処分には、研究費不正使用の場合の返還請求を含む。

(*2)配分機関の措置の例として、経済産業省が発行した指針「研究不正を防ぐために」（平成27年5月）には不正使用等が認定された場合の応募申請制限期間が決められている。

年 月 日

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター 理事長殿

所属

役職名等

氏名（自署）

誓 約 書

当社（当法人）は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターとの取引に当たり、以下の事項を誓約します。

1. 貴センターの関係規程等を遵守し、研究不正行為（ねつ造・改ざん・盗用等、経費の不正使用など）に関与しません。
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 貴センター役職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

年 月 日

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター 理事長 殿

（住所）

（社名）

（代表者役職・氏名）

印